

受講申込書

郵送又はFAXで申し込む場合は、下記に必要事項をご記入のうえ送付してください。

氏名 ※複数でお申込みの場合は、全員の氏名をご記入ください。											
連絡先 ※複数でお申込みの場合は、代表者の連絡先をご記入ください。	■ 日中連絡が取れる電話番号 (- -) ■ メールアドレス () ※メールアドレスは「1 (イチ)」と「l (エル)」、「0 (ゼロ)」と「O (オー)」、「_ (アンダーバー)」と「- (ハイフン)」等の区別がつくようにご記入ください。										
ご希望のテーマ ●該当する欄に「✓」をご記入ください。 ●講座は2回ともお申し込みいただけます。	オンデマンド配信 (10月22日～11月19日の各自、都合のよい日時にYouTubeで視聴) ☐ 高齢者に多い消費者トラブル ☐ 高齢者のインターネットトラブル										
アンケート	1. あなたの職種を教えてください。 (該当する欄に「✓」をご記入ください。) <table><tr><td>☐ 民生委員</td><td>☐ 地域包括支援センター</td></tr><tr><td>☐ 社会福祉協議会</td><td>☐ 在宅介護支援センター</td></tr><tr><td>☐ 居宅介護支援事業所</td><td>☐ 訪問看護ステーション</td></tr><tr><td>☐ 行政職員</td><td></td></tr><tr><td>☐ その他 ()</td><td></td></tr></table> 2. ご意見等がある場合は、ご記入ください(任意回答)。 []	☐ 民生委員	☐ 地域包括支援センター	☐ 社会福祉協議会	☐ 在宅介護支援センター	☐ 居宅介護支援事業所	☐ 訪問看護ステーション	☐ 行政職員		☐ その他 ()	
☐ 民生委員	☐ 地域包括支援センター										
☐ 社会福祉協議会	☐ 在宅介護支援センター										
☐ 居宅介護支援事業所	☐ 訪問看護ステーション										
☐ 行政職員											
☐ その他 ()											

※ご記入いただいた個人情報は、講座運営以外の目的には使用いたしません。

お申込み
・
お問合せ先

茨城県消費生活センター

住所：〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内
電話：029-224-4722 FAX：029-226-9156

いばらき消費生活ナビ 🔍 検索

みんなの見守りで安心できる地域へ

令和7年度茨城県
消費者教育啓発講座

いふせごう！！

高齢者のくらしの トラブル

高齢者を見守る方の
消費者力アップにより、
高齢者を狙った消費者トラブルへの気づきを深めましょう！



方式 オンデマンド方式 (各自、以下の期間中で都合のよい日時にYouTubeを視聴。申込みメールに視聴用URLをお送りします)

No.	テーマ	配信日時	講師
1	高齢者に多い消費者トラブル 高齢者に多い消費者トラブルの最新事例や悪徳商法など気になる事例を対処法や見守りのポイントとともに学びます。	10月20日(月)	公益財団法人 消費者教育支援センター エグゼクティブフェロー 吉松 恵子
2	高齢者のインターネットトラブル 高齢者にも利用が広がるインターネットやスマートフォンが関連する消費者トラブル事例や気を付けるべき点を学びます。	11月19日(水)	

■ インターネットに接続できるパソコン、スマートフォン又はタブレット端末からご視聴いただけます。

対象 県内の介護事業者、福祉・医療関係者、民生委員等を始めとした、高齢者の見守りに関心のある方。

募集人数 制限なし

参加費 無料

申込方法 別添の受講申込書を茨城県消費生活センターへ郵送又はFAXしていただくか、いばらき電子申請・届出サービス(右のコード)によりお申し込みください。茨城県消費生活センターのホームページからもアクセスできます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=73559

いばらき
電子申請・
届出サービス



高齢者を消費者トラブルから守るために、
あなたにも、できることがあります！

高齢者をねらった悪質商法が次々と発生しています。住みなれた町で、高齢者が安全・安心な消費生活を送るためには、高齢者の身近にいる家族、そして地域のみなさんの見守りが大切です。

見守り活動は、決して難しいことではありません。日々の生活のなかで、身近な高齢者をそれとなく見守り、声をかけ、いざというときは消費生活センターなどの相談窓口につなぐ——高齢者が地域で安心して暮らすために、今、みなさんの力が求められています。

主催：茨城県消費生活センター

申込み用紙は別紙をご覧ください。

なぜ、今、高齢者の消費生活の見守りが必要になっているの？

悪質業者は高齢者をねらっています！

多くの高齢者が「お金」「健康」「孤独」という3つの不安を抱えており、そこに悪質業者がつけこんできます。高齢者だけの世帯や、同居していても昼間は高齢者だけになる時間があると、特にねられやすくなります。



高齢者本人が消費者トラブルに気づかないことも…

高齢者の消費者トラブルは、当事者である高齢者本人がトラブルにあっていることに気づかないケースがあります。また気づいたとしても、「人に知られるのが恥ずかしい」「家族に怒られそう」などと考え、誰にも相談しないケースも少なくありません。



高齢者に多い消費者トラブル例

●悪質な訪問販売

昼間、家にいる高齢者をねらって家に上がり、高額商品を販売します。一度購入してしまうと、同じグループが次々に商品を売りつける「次々販売」の被害にあうケースもあります。



●利殖商法

高齢者の老後の資金への不安につけこみ、「絶対にもうかる」「元本保証で高配当」などと良いことばかりを強調し、金融商品などの購入を勧誘します。



●点検商法

「無料で耐震診断をします」「水質調査をします」などを理由に家に上がり、「このままでは危ない。すぐに工事が必要です」などと脅して工事契約などを結ばせます。



●催眠商法

日用品の無料配布や健康器具の無料体験などで高齢者を集め、たくみな話術で会場を盛り上げ、次第に高価な商品を購入させる手口です。



高齢者の消費者トラブルを防ぐために、私たちにできることは？

普段から悪質な業者を近づかせない取り組みを！

悪質な業者を近寄らせないために、また高齢者自身が悪質かどうかを見極められるように、ぜひ高齢者と一緒に取り組んでみてください。

●積極的にコミュニケーションをとる

身近な高齢者とコミュニケーションをとることで、変化の様子に気づきやすくなります。また高齢者の身近に人がいることで、悪質業者が近づきにくくなります。



●しつこい業者対策

断っても何度も訪問する業者には、複数で対応しましょう。近くに親しい人がいるということを見せることが大切です。



●悪質な電話勧誘対策

電話番号非通知の電話は受信を拒否する設定に。また常に留守番電話設定にしておき、必要なときは後で折り返しかける習慣をつくるのも効果的です。あまりにしつこい場合は、代わって電話に対応しましょう。



●知識の普及

悪質商法に関する情報を積極的に高齢者に伝えましょう。回覧板にチラシをはさんだり、地域の高齢者を対象にした消費生活講座などを開催するとよいでしょう。



こんな変化に注意して見守りましょう ～気づきのポイント～

高齢者自身や身の回りに次のような変化が見られたら、消費者トラブルに巻き込まれているおそれがあります。

- ✓ 宅配便や郵便物がひんぱんに届くようになった
- ✓ 見知らぬ訪問者が次々にやってきている
- ✓ 不自然な工事を繰り返ししているようだ
- ✓ 急に節約を始めた／急に羽振りがよくなった
- ✓ いつもより表情が暗く、考え込んでいる様子がある
- ✓ 業態のよくわからない店や会場にひんぱんに出入りしている
- ✓ 小口・大口の借金を申し出るなど、お金に困っている様子が見られる

